

特集《既登録弁理士の継続研修》

「既登録弁理士の継続研修」制度導入の
経緯について

会員 伊丹 勝



1. はじめに

昨年度の副会長として弁理士法改正に関与したということもあってパテント編集委員会からの執筆依頼を受けたので、「既登録弁理士の継続研修」の制度導入の経緯について可能な範囲でご報告をさせて頂きたい。もとより、今般の弁理士法改正は、多くの会員の献身的活動の成果としてなされた改正であり、私の見方は、その一面に過ぎないということを予めご了解頂きたい。

また、「既登録弁理士の継続研修」制度は、新たに導入される試験合格者に対する「実務修習」制度とセットで導入されるところに意味がある。他の改正項目とも密接に関連している。従って、他の改正項目、特に「実務修習制度」の導入との関係で経緯を説明することにしたい。

2. 日本弁理士会が決議した弁理士法改正の方向性

大正10年以来のカタカナ表記の旧弁理士法が80年振りに全面改正されたのが平成12年、施行されたのが平成13年である。その際に5年施行してみてもう一度見直しをすることが附則第13条に盛り込まれた。平成18年は丁度施行後5年に当たる年である。今回の弁理士法改正は、この5年後の見直しと位置づけられている。5年施行してみても、特に大きな問題がなければ改正の必要は無しとして、現状が維持されることになる。

このような状況のもと、日本弁理士会では、この「5年後の見直し」に向けて弁理士法改正特別委員会が中心となって、改正項目を洗い出した。その内容は、平成17年12月21日の第2回臨時総会で「弁理士法改正の方向性についての確認」として決議された。これにより、会の総意として弁理士法改正の方向付けがなされたのである。総会決議の主なる内容は、次の通りであった。

I. 新しい弁理士試験研修制度の導入

→試験制度改正，登録前義務研修制度の導入

II. 登録後の義務研修制度の導入

→既登録弁理士に対する義務研修

III. 弁理士業務環境の整備

→業務の拡大

IV. 弁理士による専門サービス提供体制の改善

→特許業務法人制度の改革，情報公開

V. 使命条項の導入

この総会決議に基づく平成18年3月14日付けの弁理士会の声明文が弁理士会のホームページに形成されているので、以下引用する。

「I. あるべき弁理士制度像

… (中略) …

一方、平成12年制定の弁理士法によって、弁理士間の競争を促して人材を育成するという考えに基づいた施策がとられ、弁理士試験合格者を急増することにより、弁理士の大幅な増員が図られてきた。当会は上述の通り競争原理による人材の育成が重要と認識しているが、新人といえども取り扱うのが国力の源泉となる知的財産であるため、新たに弁理士となった者が限られた知的財産に直接に接しながら切磋琢磨していく上では、基本的な業務能力を有していることが不可欠であると考えている。すなわち、依頼者の知的財産を適正に保護するという弁理士に課せられた最低限の業務遂行能力を具えていない者は、専門家として依頼者の権利を護ることすらできないのであるから、その競争に参加することは出来ないと考えているのである。同時に、弁理士の実務遂行能力を最低限担保することは審査・審判処理の行政効率を阻害しないためにも不可欠である。

基本的な業務遂行能力を持たない弁理士が多数輩出されていくことは、社会の弁理士制度に対する信頼を裏切ることであり、弁理士全体に対する期待を失わせ

ることに繋がる。これは資格制度の崩壊の端緒に他ならない。当会は、弁理士という資格制度の最低限の品質保証機能は不可欠な命題であり、これを保証する何等かの仕組みが必要であると考える。

(以下、省略)

このように、総会決議となった改正法の目玉はⅠの試験合格者に対する登録前義務研修制度の導入であった。平成12年大改正以来、増え続ける弁理士数は、弁理士制度の質的低下を招き、弁理士制度の信頼性を根幹から脅かすのではないかという危惧から、重要事項として位置づけられたのである。これに対応してⅡの既登録弁理士の義務研修制度についてもⅠとセットで導入すべき事項として先の総会決議となった。

この総会決議を受けて、平成18年1月より特許庁と弁理士会との間の定期的な事務レベル会合がスタートした。私も次年度副会長ということで、河野哲副会長のアシスタント的立場でこの会合に参加させていただいた。

3. 開始された特許庁との事務レベル会合

特許庁との事務レベル会合は、スタート時点から波乱含みであった。当会の主張は、「国の知財戦略に沿って…」とか、「大事な国民の権利を擁護するために…」といった、多分に精神論的部分で占められていたのに対し、実際に法律を作成する特許庁は、産構審準備、法案作成、経産省内での審査、法制局審査、総務省、財務省といった関係省庁との摺り合わせなどを考えると、時間があまりなく、当会との歯車が合わなかったものと思われる。どういう手順を踏むべきかを考えると、タイムスケジュールは、既に具体的立法事実を示す段階に来ていたのである。かといって、当会が何もしなかったということではなく、会員及びユーザーアンケートを通じた立法事実の収集を進めていた。また、(財)知的財産研究所でも、特許庁の委託により、当会よりも先行して同様のアンケート調査を行っていた。

但し、この段階では、まだ当会が提案する制度改革の各項目について、その必要性が社会に認知されるまでの具体的立法事実が示されていない。

2月に入り、産業構造審議会知的財産政策部会において、部会の中に弁理士制度小委員会を設置すること、委員長を中山部会長とすることが承認され、4月21日に第1回の小委員会を開催されることが決定さ

れた。当会からは谷次期会長と神原弁理士法改正特別委員長を、この小委員会の委員として推薦することを決定した。

4月の小委員会のスタートに向けてスケジュールはかなりタイトであり、特許庁との激しいやりとりもあったが、何度かの事務レベル会合を通じて、問題点を洗い出し、足りない部分は、特許庁及び当会が必要な追加アンケートを実施した。また、他の改正項目についても、徐々に整理されていった。

この間、当会では並行して小委員会メンバーや有識者と会って当会の提案内容について説明をし、意見交換を行った。

以上の活動の中で分かったことは、次の3点であった。

- (1) 弁理士の資質向上の観点は間違いなし
- (2) 試験合格者に対する登録前義務研修は、参入規制に該当する可能性があるため極めてハードルが高い
- (3) 改正項目の中で、試験合格者に対する登録前義務研修が制度上最も大きな改正であり、これが審議会の中で支持されなかったら、今回の改正はおそらく無い

であろうということであった。

4. 産構審・弁理士制度小委員会での議論

4月に入り、産構審の弁理士制度小委員会が始まった。この小委員会は12月13日の最終委員会まで計6回開催されることになる。義務研修制度の導入については、6月に開催された第2回小委員会、9月に開催された第4回小委員会、10月に開催された第5回小委員会で議論された。やはり中心的議題であった。

小委員会を通じて弁理士の資質向上のための研修義務化という基本的スタンスは、予想通り大方の委員に支持された。しかし、その方法論及び内容となると様々な意見があった。特に、試験合格者に対する登録前の義務研修については、これも予想通り参入規制につながるという強力な反対論があった。

なお、詳細は把握していないが、研修の義務化については、平成12年の弁理士法改正時においても議論がされているようである。工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会においては、「弁理士の大幅増員が質的低下を招かないように義務化を含めた研修機能の強化を行うべきである」との意見もあるが、弁理士

会の自主研修の強化、前述の開放的な研修ネットワークの整備等弁理士の自己研鑽努力をサポートしうる環境整備を行った上で、今後、ユーザーニーズ、試験制度改革の影響等を十分踏まえて検討していくべきである。」との報告が取りまとめられている。要するに弁理士の質的低下は、弁理士会の自主研修の強化で補えというのが平成12年の報告書であった。弁理士会内の自主研修となれば、新人については、登録後の任意の新人研修に委ねられることになる。

しかし、平成15年7月8日の知財戦略推進本部決定である「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」では、「弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年度以降検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。」とされている。つまり、平成12年の段階では、弁理士の質的向上は会内の自主研修に委ねられていたが、平成15年の知財戦略推進本部決定では、国の政策として弁理士の質的拡大を図るとなっている。

このように弁理士の資質向上に関しては、当会が主張する制度改革のベースは存在するので、既登録弁理士の義務研修については、特に問題なく導入可能であるが、当会としては、既登録弁理士の義務研修は試験合格者に対する登録前研修とセットでの導入を考えているし、また、登録前義務研修が導入されなければ法律改正もあり得ないだろうと考えていたので、後は、如何に参入規制論を突き崩すかが大きな焦点であった。

秋口になって、自民党政権は、小泉政権から安部政権へとバトンタッチすることになった。小泉構造改革が維持されるのか、それとも多少の修正がなされるかが社会的な関心事となった。小泉構造改革のシンボルとも言えた旧規制改革推進・民間開放会議は、独占業務等の資格制度全般について、独占業務の撤廃、他士業間での業務の相互乗り入れ、強制加入制度の撤廃、参入規制の撤廃等を推し進めていた。事実、当会も5月に規制改革・民間開放会議からのヒアリングを受けた。しかし、公認会計士、建築士といった士業の不祥事が社会問題化すると、一転、資格者の質的向上を重要施策と位置づけるようになってきた。皮肉なことではあるが、資格者の不祥事が、士業の規制緩和の方向を変えるとといった環境変化につながっている。

このような状況のもと、産構審弁理士制度小委員会

の第4回委員会では、大方の委員が、登録前研修は参入規制に該当する可能性が大きいという意見を述べた。当会も、半ば諦めムードであったが、その中であって、ある委員の次の発言が、登録前実務修習導入への可能性を残す一つのよりどころとなった。

「多くの方が懸念されているのは、それが参入障壁、参入規制にならないかということのようですが、その点についてはもう少しよく検討してみる必要があるのではないかと。もう少し本当にそうなのかどうか、何となくそうなる可能性もありそうだというのは私もわかりますけれども、もう少しきっちりした検討を踏まえて、その上で事前、事後の研修の在り方を考える必要があるように思います。」

首の皮が一枚つながった我々は、とにかく参入規制論を打破すべく、伊藤研修所副所長（当時）のご協力を得て、新人研修用のシラバスを作成し、各産構審委員のところに伺って、当会が考える登録前義務研修が如何に参入規制に当たらないかを力説して回った。その際、当然に既登録弁理士に対する継続義務研修制度をセットで導入することも説明している。各委員の反応は、概ね良好であった。

結局、第5回の産構審小委員会では、当会が提案したシラバスの内容であれば、参入規制に該当しないのではないかという意見が大勢を占めるようになった。報告書は、既登録弁理士の義務研修と試験合格者の義務研修とをセットで導入すべきで、試験合格者に対する義務研修を登録前にするか登録後にするかは、それぞれ利害得失があるという両論併記の形でまとめられた。

5. 明らかになったあまり嬉しくない事実

立法事実の収集を通じて、我々は、新人弁理士の実務能力不足が引き起こす問題点をクローズアップしようと試みた。しかし、結果は、我々の思惑通りとはならなかった。要するに、新人弁理士よりも既登録弁理士に対するユーザからの苦情が圧倒的に多かったのである。その内容は、「弁理士としての付加価値を何らつけずに企業と特許庁間のつなぎしかしていない、資格は有するものの明細書・答弁書の作成等の実務能力が不足している、弁理士間の能力や対応状況のばらつきが大きくなっている等」である。また、特許庁審査官からは、弁理士が法令・審査基準の改正等の内容を理解していない場合が少なくないという指摘もあつ

た。これらの批判の中には、ユーザサイドで要求しているレベルの問題もあろうかと思われるが、いずれにしても我々にとって放置できない問題であった。この問題は産構審の小委員会の場でも紹介された。報告書の内容は、このような事実をも反映している。

既登録弁理士の義務研修の時間数をどの程度にするかという点は、公認会計士の義務研修が一つのモデルとなっている。公認会計士は、年間40時間、5年で200時間の研修を義務付けられている。弁理士の業務分野を考慮した場合、実際に、特実意商等の法律改正、政省令改正等は年間3～10回程行われており、審査基準の改定を含めると相当数に上ること、倫理は5年間で10時間程度必要とされたこと、必須科目と選択科目を設けること、eラーニングを最大限活用することで研修負担を軽減すること等を考慮して、結局5年で70時間程度が妥当とされ、これが報告書中に明記されることになった。

6. 終わりに

かくして産業構造審議会知的財産政策部会・弁理士

制度小委員会の報告書に基づいて、特許庁特別チームにより改正弁理士法案が短時間のうちに纏められ、平成19年3月に閣議決定、4月に参議院、6月に衆議院で可決成立した。終わってみれば、平成12年改正法の見直しというよりも、極めて大きな制度改革となったと思う。従前の弁理士制度には無かった制度上の弁理士の品質保証機能を、入口から持たせたということである。既登録弁理士の義務研修は、我々自身の研鑽を義務付けるものであり、我々の痛みを伴う改正でもあるが、試験合格者に対する実務修習制度とセットで考えれば、非常に望ましい制度改革であるように思う。それによって弁理士制度に対する社会的信用がこれまでよりも向上し、社会から頼られる資格制度となれば、より魅力ある制度として若い優秀な人材も集まってくるであろう。このことは、我が国の知財の発展にもプラスの影響を与えることは必然である。この制度が実質的に機能するかどうかは、4月以降に始まる義務研修で試される。これは同時に、自由競争による淘汰ではなく、資質維持を蔑ろにする弁理士に対する淘汰の時代の始まりでもある。

(原稿受領 2008.2.4)

